

# 十日町市地域自治推進事業交付金算定基準要綱

平成24年3月16日  
十日町市告示第343号

## (趣旨)

第1条 この告示は、十日町市地域自治推進条例施行規則（平成23年十日町市規則第47号。以下「規則」という。）第11条に規定する地域自治推進事業交付金（以下「交付金」という。）の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域人口 地域自治組織の対象区域内における毎年10月1日現在の人口（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する本市の住民基本台帳に記録されている個人の数及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の規定により本市の外国人登録原票に登録されている外国人の数の合計数）をいう。
- (2) 市人口 市における毎年10月1日現在の人口（住民基本台帳法第6条第1項に規定する本市の住民基本台帳に記録されている個人の数及び外国人登録法第4条の規定により本市の外国人登録原票に登録されている外国人の数の合計数）をいう。
- (3) 地域後期高齢化率 地域自治組織の対象区域内における毎年10月1日現在の人口に占める75歳以上の人口の割合をいう。
- (4) 市後期高齢化率 市における毎年10月1日現在の人口に占める75歳以上の人口の割合をいう。

## (地域自治推進事業)

第3条 規則第6条第1項第1号に規定する集落安心づくり事業は、別表第1のとおりとする。

2 規則第6条第1項第2号に規定する自治協働事業は、別表第2のとおりとする。

3 規則第6条第1項第3号に規定するパワーアップ事業は、別表第3のとおりとする。

## (交付金の算定基準)

第4条 規則第12条第2項に規定する交付金の限度額の算定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集落安心づくり事業交付金の額は、別表第1に掲げる事業ごとに算定した額の合算額とする。
- (2) 自治協働事業交付金の額は、次に掲げる人口割及び後期高齢化割の額（1,000円未満の端数は切捨て）の合算額とする。

ア 人口割 自治協働事業交付金の当該年度の予算額の60パーセントを市人口で除して得た額に、当該地域人口を乗じて得た額

イ 後期高齢化割 自治協働事業交付金の当該年度の予算額の40パーセントを地域後期高齢化率と市後期高齢化率との差に応じて各地域に割り当てた額

- (3) パワーアップ事業交付金の額は、十日町市パワーアップ事業交付金交付要綱（平成24年十日町市告示第351号）により交付決定された額とする。  
(自治協働事業交付金の格差調整)

第5条 市長は、各地域自治組織に交付する自治協働事業交付金の変動分の配分額に格差が生ずることがないよう調整に努める。

#### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年十日町市告示第45号）

この公示は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（令和2年十日町市告示第38号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年十日町市告示第76号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

事業名	事業内容	算定基準（一地域自治組織当たり）						
集落安心づくり事業	中山間地域に暮らす高齢者世帯その他の地域自治組織が特に必要と認めた世帯に対し、冬期における私有地内避難路の確保、日常の見守り等の支援に地域ぐるみで取り組む事業であって、単年度事業計画に搭載されているもの	<p>1 算定対象行政区 次の各号のいずれかに該当する行政区で、2の事業実施要件を満たすもの (1) 事業実施前年度の10月1日現在において、高齢化率が40%以上の行政区 (2) 次の行政区</p> <table border="1"><thead><tr><th>地 域</th><th>行政区</th></tr></thead><tbody><tr><td>十日町</td><td>猿倉 津池 菅沼 大池 十日町赤倉 市之沢 嘉勝 轟木 焼野 魚之田川 新水 宇田ヶ沢 中条菅沼 山新田 東枯木又 西枯木又 蕨平 三ッ山 上田原 池谷 笹之沢 落之水 池之平 孕石 長里 桧木 田麦 二ツ屋 船坂 塩ノ又 樽沢 中手 中平 名 ヶ山 仙之山 平 濑野 慶地 二子 願入 塩野 天池 細尾 池ノ尻 漆島 池沢 野中 鍬柄沢 当 間 大石 南雲 中在家 水沢市ノ沢 珠川</td></tr><tr><td>川 西</td><td>元町 新町新田 下平新田 三領 小根岸 木落 寺 ヶ崎 塩辛 原田 根深 下原 中仙田 室島 小脇 高倉 田戸 赤谷 岩瀬 大白倉 小白倉</td></tr></tbody></table>	地 域	行政区	十日町	猿倉 津池 菅沼 大池 十日町赤倉 市之沢 嘉勝 轟木 焼野 魚之田川 新水 宇田ヶ沢 中条菅沼 山新田 東枯木又 西枯木又 蕨平 三ッ山 上田原 池谷 笹之沢 落之水 池之平 孕石 長里 桧木 田麦 二ツ屋 船坂 塩ノ又 樽沢 中手 中平 名 ヶ山 仙之山 平 濑野 慶地 二子 願入 塩野 天池 細尾 池ノ尻 漆島 池沢 野中 鍬柄沢 当 間 大石 南雲 中在家 水沢市ノ沢 珠川	川 西	元町 新町新田 下平新田 三領 小根岸 木落 寺 ヶ崎 塩辛 原田 根深 下原 中仙田 室島 小脇 高倉 田戸 赤谷 岩瀬 大白倉 小白倉
地 域	行政区							
十日町	猿倉 津池 菅沼 大池 十日町赤倉 市之沢 嘉勝 轟木 焼野 魚之田川 新水 宇田ヶ沢 中条菅沼 山新田 東枯木又 西枯木又 蕨平 三ッ山 上田原 池谷 笹之沢 落之水 池之平 孕石 長里 桧木 田麦 二ツ屋 船坂 塩ノ又 樽沢 中手 中平 名 ヶ山 仙之山 平 濑野 慶地 二子 願入 塩野 天池 細尾 池ノ尻 漆島 池沢 野中 鍬柄沢 当 間 大石 南雲 中在家 水沢市ノ沢 珠川							
川 西	元町 新町新田 下平新田 三領 小根岸 木落 寺 ヶ崎 塩辛 原田 根深 下原 中仙田 室島 小脇 高倉 田戸 赤谷 岩瀬 大白倉 小白倉							

			<p>中里 芋沢 田沢本村 東田沢 如来寺 豊里 通り山 高道山 朴木沢 宮沢 市之越 鷹羽 白羽毛 程島 東田尻 角間 蕎沢 土倉 倉下 芋川新田 小出 西方 西田尻 芋川 倉俣 重地 清田山 中里下山 田代 新屋敷 本屋敷 堀之内 宮中</p>
		松代	全行政区
		松之山	全行政区
2 事業実施要件			次の各号のいずれにも該当すること。
<p>(1) 実施組織を設置すること（実施組織は、行政区単位を基本とし、おおむね8割以上の世帯が加入するものとする。ただし、やむを得ず、これ以外を単位とする場合は、おおむね20戸以上の世帯が加入するものとする。）。</p> <p>(2) 実施組織の運営に当たっては、規約及び会計帳簿を備え、かつ、加入する全世帯が会費を負担することを了承していること。</p> <p>(3) 実施組織の代表者の定めがあること。</p>			
3 算定式（限度額）			算定対象行政区数（実施組織数）×10万円

別表第2（第3条関係）

事業名	対象となる事業
自治協働事業	<p>対象事業は、ソフト事業を基本とし、次に掲げる事業であって、単年度事業計画に搭載されているものとする。</p> <p>(1) 地域の既存事業の質を高め、幅を広げることを目的とした事業</p> <p>(2) 地域の創意と工夫により新規に取り組む事業</p> <p>(3) 他の地域との連携により実施する事業</p> <p>(4) 市全域を対象とした行事等に参加する事業</p> <p>(5) 高齢者の長寿を祝うことを目的する事業</p> <p>(6) その他地域が必要とする事業</p>

別表第3（第3条関係）

事業名	内容

パ  
ワ  
ー  
ア  
ツ  
プ  
事  
業  
(  
移  
住  
促  
進  
型  
)

1 対象事業

基礎事業交付金及び自治協働事業交付金では実施できない規模であり、効果地域全域に波及する事業で、単年度事業計画に搭載されている次に掲げるもの

- (1) 地域内にある資源を活かして移住を促進する事業
- (2) 地域外の不特定多数の人を対象にして移住を促進する事業
- (3) その他地域が必要とする事業

2 交付額

一の地域自治組織において、一事業につき50万円を上限とし、予算の範囲内とする。